

(住宅・建築・都市・まちづくり関係)

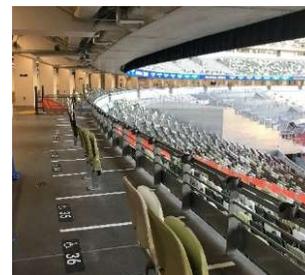
- 建築・住宅・まちづくりの分野に関し、法令や基準、予算制度など、政策の企画立案や制度の施行・運用を行うとともに、良質な住宅ストック形成や民間プロジェクト(再開発、先導的事業)、公的住宅の整備を支援。
- 出先機関や地方公共団体においては、地域のまちづくりや実際のプロジェクトなども経験。

## 1. 建築物の安全・安心の確保

- ・建築物の安全確保
- ・BIMの活用の推進
- ・建築物のバリアフリー化の促進



建築基準の合理化



競技場のバリアフリー化

## 2. 建築物の環境対策

- ・住宅・建築物の脱炭素化の推進
- ・中大規模の木造建築物等先導プロジェクトへの支援
- ・木造住宅の振興



中大規模の木造建築物

## 3. 誰もが安心して暮らせる住環境の実現

- ・被災した方々の住まいの確保
- ・高齢者が安心して健康に暮らせる住環境の実現
- ・誰もが安心して入居できる賃貸住宅の普及促進
- ・先導性をもったモデル的な住環境整備の促進

## 4. 安心して住宅を取得できる環境づくり

- ・長期優良住宅の普及・促進
- ・住宅の性能を評価・表示する制度の普及
- ・既存住宅の流通の促進
- ・長期固定住宅ローンの提供

## 5. 都市計画・まちづくり

- ・良好な市街地環境の確保
- ・市街地の防災性の向上
- ・コンパクトシティの推進
- ・増加する空き家への対応
- ・街なみに配慮したまちづくり



市街地再開発事業



空き建築物の再生

【関連する主な専攻分野】

**建築系、土木系、森林・自然環境系**

【配属先の例】

本省	住宅局、都市局、不動産・建設経済局 など
出先機関	地方整備局 国土技術政策総合研究所
海外	OECD、ユネスコ
出向	地方公共団体 他省庁（内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁など） 建築研究所 都市再生機構 住宅金融支援機構 など

【採用担当窓口】

住宅局住宅総合整備課  
03-5253-8507